

平成25年3月22日  
健康部健康推進課

## 禁煙支援薬局事業について

### 1 背景

健康推進課では、平成22年度から練馬区薬剤師会との協働事業である「禁煙支援薬局事業」に取り組み、参加者の6か月後の完全禁煙達成率34.9%と高い成果を得た。また、当事業は、先駆的取り組みとして他自治体からも注目をされた。しかしながら「禁煙支援薬局事業」は、当初より平成24年度までの事業計画であるため、当事業で得られた知見を生かして新規・禁煙支援薬局事業を実施する。

### 2 禁煙支援薬局事業

- (1) 禁煙に関する情報提供
- (2) 禁煙相談
- (3) 禁煙補助剤を用いた禁煙指導

購入費用の一部助成

平成25年度から新規・禁煙補助剤費用一部助成を実施

### 3 新規・禁煙補助剤費用一部助成について

#### (1) 目的

家庭内における乳幼児の受動喫煙防止

若い年代に禁煙支援をすることにより、喫煙が原因で発症する疾患（がん、循環器疾患、COPDなど）を早期に予防する。

#### (2) 対象者

以下のすべてを満たす者

こんにちはあかちゃん訪問の問診で把握した乳児と同居している喫煙者

禁煙スタート券利用時に練馬区民である者

禁煙補助剤を使用した禁煙指導（通常8週間）を利用する意志のある者

禁煙補助剤が使用可能である者

妊娠中・授乳中の者は禁煙補助剤の使用は不可

区が実施するアンケートに協力する者

( 3 ) 助成方法

こんにちは赤ちゃん訪問の際に禁煙支援ツール(「禁煙スタート券(2,000円相当)」と「パンフレット」)を配付

禁煙補助剤は禁煙補助剤8週間分の費用は24,000円であるため、禁煙スタート券利用により自己負担は22,000円となる。

禁煙スタート券の有効期限は、こんにちは赤ちゃん訪問をした乳児の1歳の誕生日の前日までとする

( 4 ) 事業開始時期

平成25年6月1日(土)から禁煙スタート券の配付を開始

( 5 ) 実施方法

こんにちは赤ちゃん訪問時、新生児訪問指導員(または保健相談所保健師)が家族の喫煙を問診で把握し、喫煙者がいる家庭に禁煙支援ツールを直接配付する。

禁煙支援を希望する者は禁煙支援薬局に行き、以下の手順でプログラムに参加する  
ア．禁煙スタート券と母子手帳を提出(母子手帳で利用期間確認を行う)

イ．薬剤師が禁煙補助剤を用いた禁煙指導の説明を行う

ウ．禁煙チャレンジ宣言申込書を記入し、8週間の禁煙指導に参加

・初回相談時は、禁煙補助剤費から2,000円(禁煙スタート券分)を引いた自己負担金を支払う

・2回目以降は、禁煙補助剤費を実費で購入する

禁煙指導終了2か月後に健康推進課が参加者へのアンケートを送付し、終了後の禁煙状況を把握する

( 6 ) 保健相談所への依頼内容

こんにちは赤ちゃん訪問時、喫煙者のいる家庭に禁煙支援ツールの配付  
禁煙支援ツール配付数集計表記入と健康推進課への提出

( 7 ) タイムスケジュール

平成25年1～3月	要綱確定、関係課への説明と協力依頼、禁煙支援薬局の確定
平成25年4～5月	薬剤師会との契約締結 保健相談所に禁煙支援ツール・Q&Aを送付
平成25年6月	こんにちは赤ちゃん訪問で禁煙支援ツール配付を開始 区報・ホームページに掲載
平成25年6月～	禁煙支援ツール配付数集計表記入と提出 参加者へのアンケートの送付と集約

【区の費用助成による禁煙補助剤を用いた支援（案）】

